

令和3年度事業者排出量削減計画書制度等に係る業務受託候補者選定要項

(目的)

第1条 この要項は、京都市地球温暖化対策条例に基づき実施する事業者排出量削減計画書制度等において、特定事業者に対するオンライン調査・指導業務や、次期計画期間の制度内容検討、準特定事業者対策の効果的な手法等を検討するに当たり、業務委託内容の品質を確保するとともに、業務の目的及び内容を効果的かつ効率的に実現するため、当該業務の受託者として最も適した候補者（以下「受託候補者」という。）を選定することを目的とする。

(用語)

第2条 この要項において使用する用語は、京都市地球温暖化対策条例において使用する用語の例による。

(適用)

第3条 この要項は、業務の委託が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当し、随意契約を行う場合に適用する。

(選定委員会)

第4条 受託候補者の選定に関する審議を行うために、令和3年度事業者排出量削減計画書制度等に係る業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、別表に掲げる者で構成する。
- 3 選定委員会には、選定委員長を置き、環境政策局地球温暖化対策室長が務める。
- 4 選定委員長は、選定委員会を代表し、会務を掌理する。
- 5 選定委員会は、非公開とする。ただし、選定委員の過半数が公開を認めた場合は、この限りではない。なお、同数の場合は、選定委員長が定める。
- 6 選定委員会の庶務は、環境政策局地球温暖化対策室において行う。
- 7 この要項に定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は、選定委員会において定めるものとする。
- 8 受託希望者から提出された「令和3年度事業者排出量削減計画書制度等に係る業務受託提案書」（以下「受託提案書」という。）について、その内容の確認及び補足説明を受けることを目的として、選定委員会は受託希望者からヒアリングを行うことができる。なお、当該ヒアリング開催の有無は、選定委員長が決定するものとする。

(受託候補者の選定方法)

第5条 選定委員会では、受託提案書の項目ごとに、別に定める令和3年度事業者排出量削減計画書制度等に係る業務受託候補者選定における評価基準（以下「評価基準」という。）により評価し、各選定委員が採点した総合計点が、本市が設定した最低基準（選定委員3名の総合計300点のうち180点）を上回った者のうち、最大となる者を受託候補者と

して選定する。

ただし、受託希望者が1者の場合にあつては、最低基準を上回ることを条件とし、本業務委託を受託するに当たり、適切に業務を遂行できるか否かを総合的に判断し、受託候補者を選定する。

2 前項の規定により評価した結果、評価点の総合計が最大となる者が2者以上となった場合は、見積金額が最も低い者を選定することとし、見積金額も同額である場合は、くじ引により受託候補者を選定する。

3 本市は、選定委員会の選定結果に基づき、受託候補者を決定する。

4 第1項及び第2項の規定により受託候補者に決定した1者の受託希望者に対して、受託候補者として選定された旨を選定された日から7日以内に文書により通知する。

また、受託希望者のうち、受託候補者に選定されなかった者に対して選定されなかった理由を付して、受託候補者が選定された日から7日以内に文書により通知する。

(選定委員会の公開)

第6条 選定委員会における議事及び協議内容については非公開とする。

2 評価基準については、京都市環境政策局地球温暖化対策室ホームページ上において公表する。

(その他)

第7条 この要項において別に定めることとされている事項及びこの要項の実施に関し必要な事項は、環境政策局地球温暖化対策室長が定める。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

環境政策局地球温暖化対策室長
環境政策局地球温暖化対策室エネルギー事業推進課長
環境政策局環境総務課計画調整・環境教育担当課長